

育英大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

育英大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的を、学則に明文化し、大学ホームページや「学生必携」等により、学内外に周知している。その上で、教職員に対しては教授会や職員朝礼などの場を活用して周知しており、学生に対しては年度始めのオリエンテーションなどの場において適切に周知している。また、大学ホームページや大学案内において学外に向けた周知をしている。使命・目的は、「学校法人群馬育英学園第2次中期計画」（以下「中期計画」という。）に反映され、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも適切に反映している。その上で、これら使命・目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学ホームページや学生募集要項で明示している。入試委員会では、前年度の得点分布や学習指導要領の内容を検証した上で入学試験を実施し、定員を満たしている。教職協働体制のもと、学園生活や学修等に関する相談に応じる体制を設けている。また、キャリア支援については、関係部署が連携を図りながら学生の進路支援を行う体制を構築している。学生サービスに関しては、学生支援委員会と連携した学生支援課が学生の意見・要望等に対応するなど適切に行っている。課外活動等の支援では、関係部署が連携して課外活動支援に当たっており、特に強化指定クラブ出身者からオリンピックメダリストが輩出するなど、大学と学生会が一体となった支援の成果が現れている。学修環境については、教育目的達成のための環境を適切に整備した上で、学生の意見をくみ上げるシステムを整備している。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを大学ホームページ等で学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、卒業認定基準などを定め、「学生必携」などで周知している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成し、実施している。シラバスで全ての科目に成績評価基準を明示し、厳正に運用するとともに、履修登録単位数の上限を適切に設定することで、単位制度の実質が保たれている。教養教育については、多様な分野にわたって開設し、適切に実施している。また、教員が相互に授業を参観する「授業見学」を学期ごとに行うなどして、授業の改善に取り組んでいる。学修成果を各授業の成績評価とともに、免許・資格

の取得状況、就職実績など多様な尺度に基づき点検・評価している。その結果をもとに、学修指導の改善に取り組んでいる。

「基準4. 教員・職員」について

学則において、学長が校務に関する最終的な決定権及び所属教員に対する指揮監督権を有することを明確に定めている。学長を補佐する体制として副学長を配置し、運営会議を組織するなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。教員の採用・昇任に関しては規則を定め、設置基準にのっとり、大学に必要な専任教員が確保されている。「FD・SD 委員会規則」を定め、教員・職員を包括した学内研修活動を実施している。教員に個人研究室を割当て、研究環境を整備している。研究活動上の不正行為防止に関する諸規則を定め、研究倫理の厳正な運用を図っている。研究活動への資源配分に関する規則を定め、専任教員には教育研究費と学長裁量経費による教育改革推進奨励費を交付する制度が設けられており、研究活動への資源配分に努めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

関係法令を遵守し、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。使命・目的を実現するための中期計画を策定し、その計画実行の継続的な取組みが行われている。ハラスメント防止等の諸規則を整備し、人権等の配慮を行っている。

理事会を最高意思決定機関とし、重要案件を審議している。理事・監事の選任等は適正に行われ、学長及び法人本部長が理事会の構成員となり、法人及び大学の各管理運営機関との意思疎通と連携が適切に行われている。評議員会及び監事を置き、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが適切に機能している。中期計画のもと、人件費比率の数値目標を定めた計画管理を実施し、自己資金構成比率は十分な水準であり、公的補助金獲得の奨励等、外部資金の導入にも努めている。「群馬育英学園経理規程」などの規則を定め適正に会計処理を行っている。会計監査は、監事・内部監査室・公認会計士の相互連携と情報共有の体制を整えている。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証の方針を策定した上で、学長を長として、教学及び事務局の長から構成される運営会議のもと、「自己点検・評価委員会」を中心に全学的に更なる教育の質保証活動と改善策を追求する組織を整備している。内部質保証のために自主的・自律的な自己点検・評価を毎年行っており、その結果を学内で全教職員に共有した上で、大学ホームページを通じて社会へ公表している。令和5(2023)年10月からはIR委員会が、その下部組織の「情報収集・分析専門委員会」とともに、教育に関する学内外の諸情報の収集・分析、学生の学修動向及び教育の成果等に係る調査・分析、そしてその結果をもとにした改善策の立案、実施、検証を本格的に開始しており、エビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。三つのポリシーを起点として、内部質保証のためのPDCAサイクルを確立し、今後の大学運営の改善及び改革を目指している。

総じて、建学の精神に基づき、使命・目的を学則に定めた上で、その使命・目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。学長のリーダーシップのもと、使命・目的を実現するための中期計画を策定し、その計画実行の継続的な取組みが行われている。その上で、三つのポリシーを起点として、内部質保証のための PDCA サイクルを確立し、今後の大学運営の改善及び改革を目指している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携の取組」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. スポーツ活動
2. 教員養成プロジェクト
3. スポーツを強みとした教員養成

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び建学の精神である「公正、純真、奉仕、友愛」に基づき、学則第 1 条に大学の目的、同条 2 項に教育学部教育学科の目的をそれぞれ具体的かつ簡潔に明文化している。この目的は、教育現場で求められる幅広い教養的知識と専門的知識・技能を身に付けた実践的教育者を養成しようとする大学の個性・特色を反映している。教育目的は、大学ホームページや「学生必携」等により、学内外に周知している。また、今日の教育、教職を取巻く社会情勢の変化に対応し、学生自身の問題意識に沿った教育内容や教育方法の研究を進めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的について、役員、教職員が関与・参画した上で策定している。これら大学の使命・目的等について、教職員に対しては教授会や職員朝礼などの機会を通じて、学生に対しては年度始めのオリエンテーションなどの機会に適切に周知している。また、大学ホームページや大学案内を通じて、学外に向けても使命・目的を周知している。これら使命・目的は、学校法人群馬育英学園の中期計画における大学の計画に反映されており、三つのポリシーにも適切に反映している。その上で、必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて、教育学部及び児童教育専攻・スポーツ教育専攻それぞれに定められ、学生募集要項に明示するとともに、大学ホームページで公表している。

入学者の選抜においては、入学試験の面接や口頭試問でアドミッション・ポリシーの内容に触れることで、学生に周知しており、アドミッション・ポリシーに沿った、公正かつ妥当な方法で入試が適切に運用されている。また、入試委員会では、前年度の得点分布や学習指導要領の内容を踏まえて検証を行っている。

学生数の維持については、18歳人口が減少し続け、大学を取巻く環境が厳しさを増す中で、広報活動・高校訪問等の積極的な募集活動が実を結び、収容定員を満たしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制の整備については、教務委員会、FD・SD委員会、障害学生学修支援委員会を設置し、それらの委員会全てに職員を参画させることで教職員が協働できる体制を整えている。

また、教員の教育活動を支援するために、TA制度はないが大学独自の学内ワークスタディ制度を適宜活用している。オフィスアワーは掲示及びEメールにより学生に周知され、大学生活や学修等に関する相談に応じる体制を設けている。合理的配慮については、障害学生学修支援委員会を設置し、障がいのある学生に対する合理的配慮が適切に提供されるように教職員の支援体制を確保している。

中途退学、休学、留年などへの対応については、学生の申出から担任が学生や保証人との面談を経て、最終的には教授会で決定することとしているが、当該学生に関する情報は専攻会議において各教員に共有し、実態把握や原因分析、改善の検討を行っている。留年者にはゼミ担任が履修や学修相談をする体制を整えている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、1年次から4年次にかけて教育現場での体験を中心に教育課程が編成され、現場とのつながりを大切にしながら、実践力のある社会人の養成を目指す点に大学の特徴が反映されている。

また、長期休業を活用して「教員・公務員採用試験対策講座」を開設し、大学が受講料の一部費用を補助しながら、就職につながる具体的な対策を積極的に講じている。

学内にはキャリア支援体制として「教職・実習サポート室」「キャリアサポート室」が設置され、ゼミ担任と教務課、学生支援課及びキャリアサポート課が連携を図りながら学生の進路支援を行う体制が構築されている。また、コロナ禍以降の対応として「Web面接試験」や「Web会社説明会」に参加できる専用の部屋を整備するなど、学生に寄添った支援が行われている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学内には保健室・学生相談室等の心身に関わる諸問題について対応可能な施設が整備され、個人の障がい特性に応じた配慮や支援の体制として、障害学生修学支援委員会も設置されている。これらを踏まえて、学生支援課は、学生支援委員会と連携して、学生の意見・要望等への対応及びさまざまな体制整備を行っている。

学生に対する経済的支援については、特別奨学金支給制度をはじめ、成績優秀者に対する奨学金支給制度・学内ワークスタディ制度等、複数の支援制度を整えている。

学内には全学生による学生会が組織され、学生会が体育系及び文化系のクラブ・サークルの活動状況を把握し、学生支援課・学生支援委員会と連携して各種活動を支援している。特に注力している強化指定クラブのレスリング部出身者からは、オリンピックメダリストが輩出するなど、大学と学生会が一体となった支援の成果が現れている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の整備については、併設する短期大学と施設を共有しつつ、各講義室、演習室、実験室、体育館、図書館、研究室、運動場など、全ての施設が設置基準を満たしている。近年では、第2体育館や第2食堂の新設など、学生数の増加と要望を考慮した施設の整備も進められている。また、通信環境の充実、セキュリティ対策、省エネルギー策などの具体的な改善・整備も行われ、適切に運営・管理されている。ICT（情報通信技術）を活用した授業に対応すべく、通信環境を整備した演習室、実習室、実験室が有効に活用されている。図書館では管理運営システムが整備され、学生が学びやすい環境が提供されている。

バリアフリーをはじめとする施設・設備については、多くの施設が2階建てで移動が比較的容易であることに加え、多目的トイレの設置や一部スロープの整備など、各所で利便性の向上が進められている。

授業における学生数の管理については、教室等の収容人数とともに、授業科目ごとの受講者数が授業形態に基づいて定められ、適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善のための学生アンケート」とその結果を受けた「授業担当教員による自己点検・評価報告書」の作成、学務システムによる「学生満足度アンケート」や学内に設置された意見箱などを通じて、学生生活全般の意見・要望の把握に努めている。これにより、食堂の価格改定やトイレの改修、駐車場のパトロールなどが実現されている。

心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望については、「学生満足度アンケート」で保健室や学生相談室に関する学生の意見を調査し、学生支援委員会が検討して改善に努めている。ゼミでの個別面談においても状況把握を行い、学生支援課や教務課、管理課と情報を共有して対応できる体制を整えている。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用についても同様に、各アンケートを用いて、学内施設に対する意見・要望を調査している。アンケートは学務システムを通じて実施し、その回答を全教職員が閲覧できるようにすることで、教職員間で情報を共有し、学生サービスの向上に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定されており、「学生必携」に明示されている。これらは、全学年の学生に対して、年度始めのオリエンテーションやガイダンスで

説明されている。また、大学ホームページで広く学内外に公表されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、他の大学等における修得単位の認定、入学前の既修得単位等の認定基準は、学則及び履修規則に明記されており、「学生必携」を通して学生に指導している。シラバスでは、全ての科目において成績評価基準が明示されている。併せて、全教員に配付されている「教務必携」の中で、成績評価基準が定められており、厳正な適用がなされている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために、学部におけるカリキュラム・ポリシーと併せて児童教育専攻、スポーツ教育専攻それぞれのカリキュラム・ポリシーを定め、周知している。これらのカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成され、実施されている。その上で、シラバスを適切に整備するとともに、履修登録単位数の上限を適切に設定することで、単位制度の実質が保たれている。教養教育について、一般的な教養科目のみならず、大学で学ぶための基本的な技術や職業観を身に付ける科目など、多様な分野にわたって開設されている。アクティブ・ラーニングや体験型の科目を取入れ、特に、保育者養成と教員養成において求められる実践的な資質・能力の育成に努めている。また、教員が相互に授業を参観する「授業見学」を学期ごとに行うなどして、授業の改善に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果については、特にディプロマ・ポリシーを学修成果としており、それらを各授業の成績評価をはじめ、免許・資格の取得状況、就職実績など

多様な尺度をもって点検・評価している。学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、教務委員会において各授業科目の成績評価の分布確認を行い、FD・SD委員会で「授業改善のための学生アンケート」を実施するなどして、学修指導の改善に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○学修成果を学生により明確に示し、大学全体レベルでの点検・評価及びその結果のフィードバックを実施する体制の強化に取り組むことが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が校務に関する最終的な決定権及び所属教員に対する指揮監督権を有することを学則に明確に定めている。

教授会の役割について一部問題はあるものの、学長を補佐する体制として副学長を配置し、運営会議を組織するなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の役割については「事務組織及び所掌事務分掌に関する規程」によって明確に定められ、適切に運用されている。

〈改善を要する点〉

○学生の入学の決定を行うに当たり、入試委員会で審議を行い、学長が決定を行っているが、学長決定前に教授会での意見聴取を行っていない点については改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員数は、設置基準にのっとり、大学に必要な専任教員が確保されており、適切に配置されている。

教員採用については公募制にしており、教員の採用・昇任に関しては「職員採用・退職規程」「人事委員会規則」「教員審査規則」等を定め、適切に運用されている。

FD、その他教員研修については、FD・SD 委員会が中心となり、組織的な実施とその見直しが行われている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動については、「FD・SD 委員会規則」を整備し、FD・SD 委員会において年度のFD・SD 研修計画を作成している。教員・職員を包括した学内研修活動を実施しており、事後アンケートの実施や欠席者への資料配信等にも努めている。近年ではネット研修を実施しており、「学校法人のガバナンス改革について」「ハラスメント防止」「短期大学を取り巻く高等教育政策の状況」などの演題で実施している。ネット研修は参加の柔軟性が向上し、多くの教職員が必要な知識を効率的に習得できる環境が整備されている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員に個人研究室を整備している。「育英大学及び育英短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する規則」「育英大学及び育英短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則」を定め、これらを不正通報窓口と併せて大学ホームページ上に明示して、研究倫理の厳正な運用を図っている。研究倫理の確立のため、研究倫理教育研修及びコンプライアンス教育を実施している。研究活動への資源配分に関する規

則については、「教育研究費規則」「教育改革推進奨励規則」を整備し、専任教員には教育研究費と学長裁量経費による教育改革推進奨励費を交付する制度を設け、研究活動への資源配分に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。私立学校法及び学校教育法施行規則で指定している事項については、閲覧に供し、大学ホームページで公表するなど、情報の公表を適切に行っている。

大学の使命・目的の実現のため中期計画が策定されており、「将来構想委員会」や総合企画部の管理のもとで、その進捗状況を把握し、計画を実行するための継続的な取組みが行われている。

クールビズ、照明器具の LED 化に積極的に取り組むなど、環境保全への配慮に努めている。危機管理に関わるマニュアルが未完成であり学生及び教職員に周知されていないが、ハラスメント防止に関する規則は整備されており、人権への配慮に努めている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルについては、早急に整備されることが望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、寄附行為第 6 条第 2 項において「理事会は、本法人の業務を決し、

理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。また、理事の選任については、私立学校法に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為第 12 条において、理事の人数と選任区分を定め適切に行われている。

各理事の理事会出席状況は良好であり、欠席時に意思表示を行う書面も議案ごとに賛否が示されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会の構成員に学長及び法人本部長が就任していることにより、法人及び大学の各管理運営機関との意思疎通と連携が適切に行われている。

理事長は、大学事務局管理職及び法人本部管理職が出席する事務連絡会議を毎月開催するなど、強いリーダーシップにより法人と大学の意思疎通と連携を円滑に行っている。

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする機関・組織として、評議員会及び監事を置いており、評議員及び監事は、寄附行為の規定により適切に選任されている。

監事は「監事監査規程」に基づき適切に監査を実施しており、理事会・評議員会への出席状況も良好である。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の提出先が理事長及び評議員会議長になっているため、提出先は理事会及び評議員会とすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人群馬育英学園第 1 次中期計画」、中期計画を続けて策定し、人件費比率、経常収支差額比率、オープンキャンパス参加者数、受験者数の数値目標を定めて計画を管理している。

自己資金構成比率は十分な水準であり、令和 5(2023)年度決算においては法人全体の経

常収支差額が支出超過であるものの、大学では開学 3 年度目から 4 年連続で入学定員を上回る学生募集を達成し、部門経常収支差額を収入超過で維持している。

教育研究活動のための外部資金の導入に関しては、公的補助金獲得の奨励と研修指導、寄付金の募集強化等に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「群馬育英学園経理規程」「群馬育英学園経理規程取扱要領」に基づき、適正な会計処理を実施している。補正予算については、理事会及び評議員会に付議し適正に編成している。

法令、寄附行為、「群馬育英学園監事監査規程」「群馬育英学園内部監査規程」に基づき、監事・内部監査・公認会計士の相互連携と情報共有の体制を整え、適切な会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条において、「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と明示している。

内部質保証の方針を策定した上で、内部質保証のための組織及び責任体制を整備している。この体制は学長を長とし、教学及び事務局の長から構成される運営会議のもと、「自己点検・評価委員会」を中心に各種委員会が連携して教育の質保証と改善に取り組んでいる。この委員会は、各専攻長、各専攻から選出された教員一人、事務局長、事務局各課長、その他学長が指名する者で構成され、それぞれの役割を果たしながら全学的な質保証活動を行う体制が整備されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会規則」に基づき自己点検・評価委員会を組織し、内部質保証のために自主的・自律的な自己点検・評価を毎年実施している。その結果は、学内で全教職員に共有した上で、大学ホームページでも公開し、社会へ公表している。令和 5(2023)年 10 月からは IR 委員会が、その下部組織の「情報収集・分析専門委員会」とともに、教育研究に関する学内外の諸情報の収集・分析、学生の学修動向、教育の成果等に関わる調査・分析を行い、調査分析結果を活用した改善策などの立案、実施、検証の業務を本格的に開始しており、エビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点として、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルが相互に関連しあう中で、内部質保証のための PDCA サイクルを確立し、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。その上で、自己点検・評価の結果を踏まえる形で中期計画にも反映している。今後は PDCA サイクルの C(Check)についてチェックシートの導入を検討しており、精緻なチェックの活動により、大学運営の改善及び改革を目指している。

〈参考意見〉

○学生の入学に関する決定に当たっての教授会での意見聴取について、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携の取組

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 包括連携協定

A-1-② 地域連携活動の取組

【概評】

開学当初より群馬県の自治体と地域連携を強化してきており、現在は、群馬県教育委員会、伊勢崎市教育委員会、高崎市教育委員会など、多くの自治体と連携協定を締結し、連携事業を展開しており、民間企業との交流も進めている。近隣の小中学校では、教育者、保育者の養成に関わる科目である「教職体験実習」や「授業観察演習」の実践の場として、子どもの学習支援活動や各種行事への参加という形で学生の地域貢献が展開されている。正課以外にも、学生はボランティアで学習支援に参加したり、教職サークルという学生サークルで活動しており、これらの活動の意義と成果は学生自身が実感している様子が見え、優れた取組みといえる。

大学には、併設の短期大学との合同による「地域連携推進室」が設置され、ここが企画の中心となって、大学からの教育・研究成果の発信をはじめ、公開講座、高大連携、リカレント教育など地域との連携推進に取り組んでいる。特に、教員養成という学部の特徴とともに、体育・スポーツの強みとオリンピックが輩出した実績を生かした地域貢献が盛んであることは特筆すべきである。

今後は、介護等体験の科目の新設に合わせた特別支援学校との連携、小学生が参加できる体育、美術、音楽の公開講座、大人や高齢者が参加できる企画などが計画されており、今後の更なる地域貢献の成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. スポーツ活動

本学は平成 30（2018）年度の開学時より、レスリング部、陸上部、女子バレーボール部を強化指定クラブとし、令和 6（2024）年度よりサッカー部を新たに指定し、その活動を全学的に支援している。

レスリング部では、令和 3（2021）年 9 月の世界選手権で女子 1 名が優勝し、翌年 9 月の世界選手権では女子 3 名がそれぞれ優勝、準優勝、3 位となった。令和 5（2023）年 9 月の世界選手権では、女子 2 名が優勝、準優勝となり、今年 8 月のパリオリンピックに出場予定である。その他 U20 やアジア大会でも男女の選手が優勝や上位入賞を果たしており、創部から数年でめざましい快挙を成し遂げている。

陸上部の駅伝では、チームとして箱根駅伝の出場を目指して日々練習に励んでおり、成果として、令和 2（2022）年 1 月の箱根駅伝に学連選抜として出場、令和 4（2022）年 1 月の箱根駅伝にも学連選抜として出場、翌年の令和 5（2023）年 1 月の箱根駅伝では学連選抜として出場し、1 区をゴール近くまで独走を続け、沿道応援者や視聴者を驚かせた。

女子バレーボール部は、群馬県内大学選手権では優勝、関東大学リーグ戦で上位入賞を果たしている。

2. 教員養成プロジェクト

本学はスポーツの推進を図るとともに、同時に教育学部の使命として、教員養成にも力を注いでおり、教員採用試験の対策に特化した教職サークルという学生サークルある。このサークルは教員採用試験を熟知した教員が中心となり、授業開講期間の空き時間や長期休暇を利用して、サークル構成員の学生に一般・教職教養や小論文、面接、模擬授業等の対策を行っている。教職サークルには上述の強化指定クラブに所属する学生も多数在籍しており、文武両道に励んだ結果、令和 5（2023）年度は群馬県や京都府、長崎県など、学生の出身地の教員採用試験に合格し、この春より教員として教壇に立っている。

3. スポーツを強みとした教員養成

現在、小学校では教科担任制の導入が進められており、文部科学省では優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）として、外国語、理科、算数、体育を挙げている。本学はスポーツ教育専攻をもち、かつ、強化指定クラブをはじめとする様々な運動部が活動を行っており、国が進める専門性をもった教員の養成という点で、スポーツを強みとした教員養成に大きく寄与することが可能であるため、令和 6（2024）年度よりスポーツ教育専攻の定員をそれまでの 50 名から 100 名に増やし、また、地域の公立学校等でのボランティア活動等の機会をこれまで以上に設け、専門性の高い体育科教員の輩出に努めている。

